

- こども家庭庁の創設について (p.1)
- こども家庭センターのしくみ (p.3)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律の主なポイント (p.2)
- 関連法規・資料について (p.4)

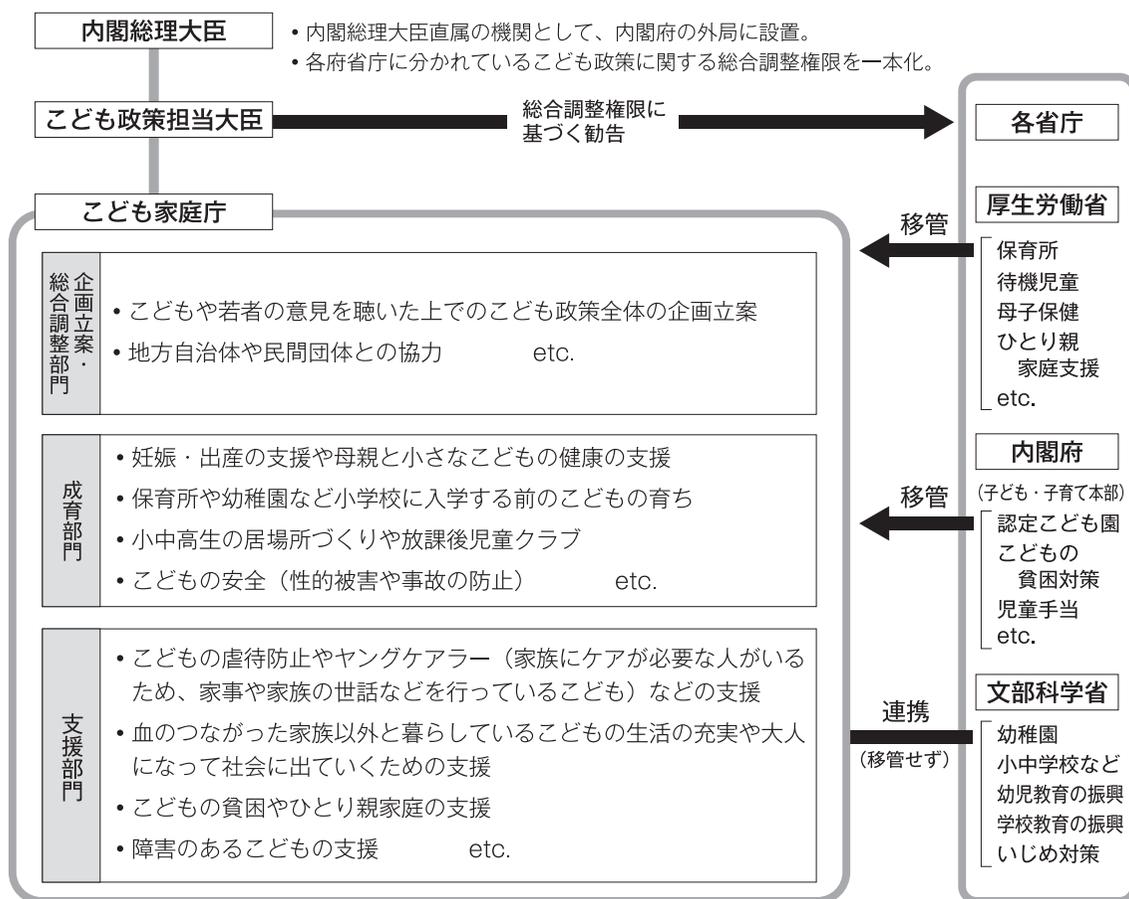
※本資料の表記においては基本的に「子ども」ですが、出典元の表記に従い「こども」を用いている場合があります。

こども家庭庁の創設について

2023（令和5）年4月1日に**こども家庭庁**が創設されました。これまで**さまざまな府省が別々に担ってきたこども政策がこども家庭庁に一本化され**、子どもに関する政策の司令塔となります（図①）。

同時に、「こどもの権利を保障し、こども施策を総合的に推進する」ことを目的として、2023（令和5）年4月1日に、**こども基本法**（2022年〈令和4〉6月15日制定）が施行されました。常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据える「**こどもまんなか社会**」の実現に向けて、これからのこども政策は、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくことを目指しています。

【図①】 こども家庭庁の組織・事務・権限について（イメージ）



【出典】 内閣官房こども家庭庁設立準備室『こども家庭庁の創設について』の内容を基に作成

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号、令和6年4月1日施行）の主なポイント

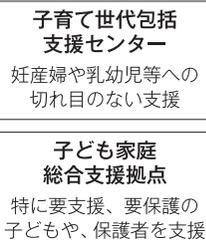
こども家庭センター（市区町村）の設置

こども家庭センターとは、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関です。

【主な業務】

- ・児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談など
- ・把握・情報提供、必要な調査・指導など
- ・支援を要する子どもや妊産婦などへのサポートプランの作成、連絡調整
- ・保健指導、健康診査など

意義や機能は維持した上で組織を見直し、新たに設置



こども家庭センター
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う。

児童発達支援センターの役割・機能の強化

【地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化】

- ・障害のある子どもや家庭環境などに困難を抱えた子どもなどが、適切な発達支援を受けられるよう相談・支援を行います。
- ・地域全体の障害児支援の質の底上げを図ります。
- 【福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターを一元化】
- ・障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにします。

里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ

【里親支援センターの設置】

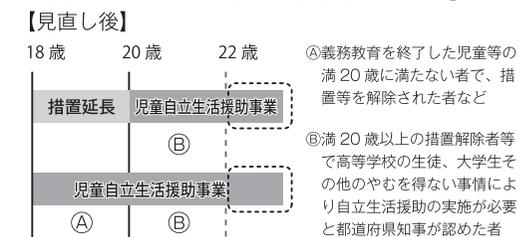
- ・里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童などの養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童などに対する相談支援等を行います。
- ・里親支援の費用^{★1}が里親委託の費用と同様に義務的経費となります。
- ★1 里親のリクルートから研修・支援まで行うフォスタリング機関の運営費など（以前は補助事業）

虐待を受けた子どもの一時保護に司法審査導入

- 【一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）】
- ・一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入します。
- 【一時保護所の設備・運営基準の策定等】
- ・定員超過解消のための計画の策定や第三者評価などを行い、一時保護所の環境改善を目指します。
- ・児童相談所が措置を講じる際には、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもの在籍学校など関係機関から、情報の提供や意見を聴くなどの協力を求めることができると明記されます。

児童養護施設等の年齢制限の撤廃

【満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることが可能に】



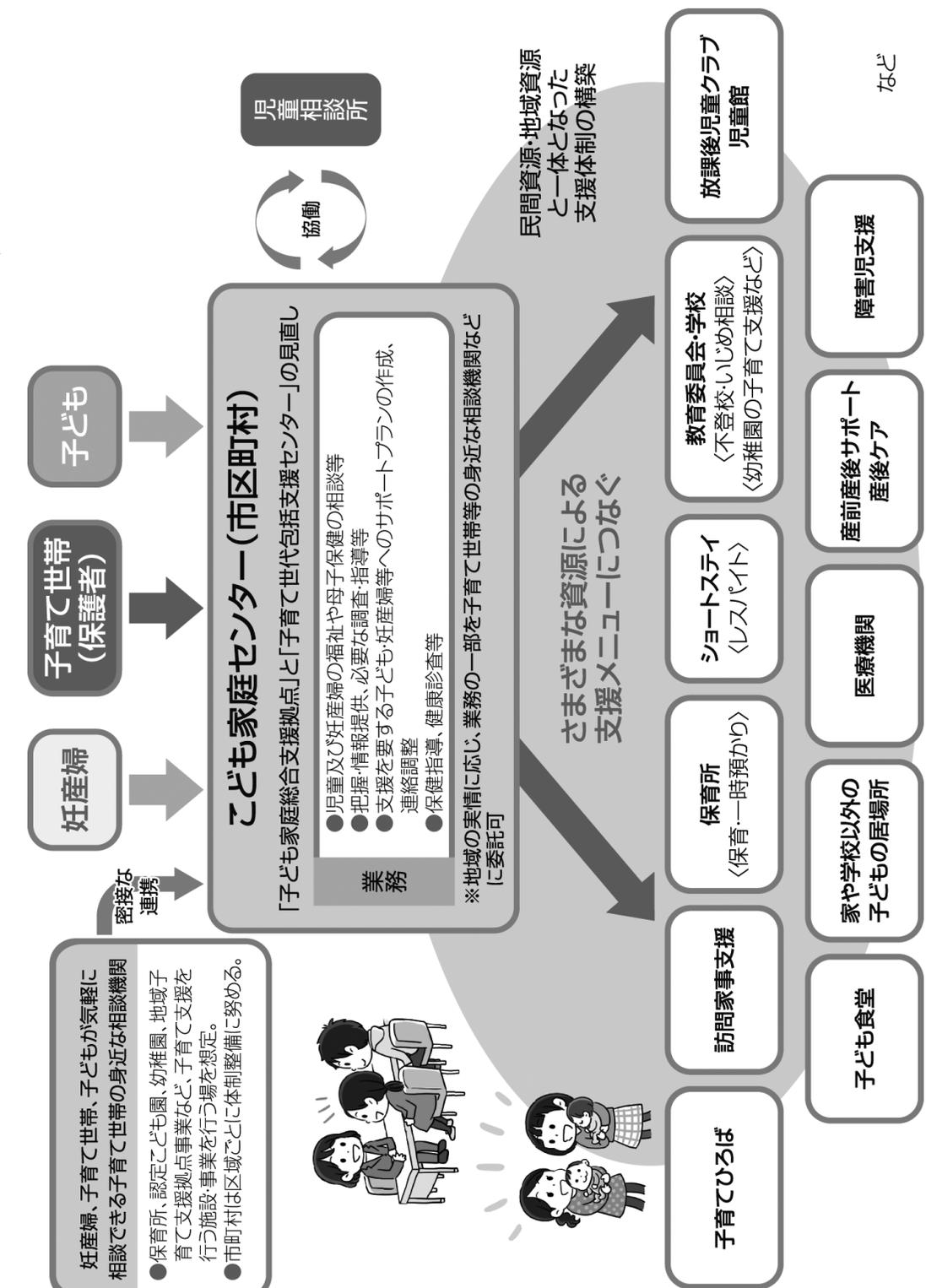
子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- 【子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の導入】
- ・子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格の導入されます。
- ・この認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけられます。（2024年4月に制度開始見込み）

保育士のわいせつ行為・再登録の厳罰化

- 【見直し要件】
- ・欠格期間が、禁錮以上の刑の場合は期限なし、罰金の刑・登録取消等による場合は3年に延長されます。
- ・登録取り消し事由に、わいせつ行為を行ったと認められる場合が追加されます。
- ・保育士の登録を取り消された者の再登録は、その可否を審査するなど厳格化されます。
- ・わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みが創設されます。

こども家庭センターのしくみ



【出典】直島正樹・原田句哉 編著『図解で学ぶ保育 社会福祉（第3版）』萌文書林、2022年、p.37

※資格名称案など詳細は、今後変更される場合があります。

関連法規・資料について

こども家庭庁創設、こども基本法全文、改正児童福祉法の全文や概要などについての資料を以下にまとめます。それぞれのQRコードからアクセスし、詳しい資料を参照してください。

こども家庭庁の創設について

内閣府の外局として2023（令和5）年4月1日に設立されたこども家庭庁について、今後のこども政策の基本方針のポイントとともにまとめています。



【出典】内閣官房こども家庭庁
設立準備室（公表元：厚生労働省）

改正児童福祉法について（第一部）

2022（令和4）年6月8日制定、2024（令和6）年4月1日に施行（一部の規定を除く）される児童福祉法の改正のポイントを、詳しく説明しています。



【出典】厚生労働省

児童福祉法等の一部を改正する法律全文（令和4年法律第66号）

2022（令和4）年6月8日制定、2024（令和6）年4月1日に施行（一部の規定を除く）される児童福祉法の全文です。



【出典】e-Gov 法令検索

児童福祉法等の一部を改正する法律新旧対照表

2022（令和4）年6月8日制定、2024（令和6）年4月1日に施行（一部の規定を除く）される児童福祉法の新旧対照表です。



【出典】厚生労働省

こども基本法全文

2022（令和4）年6月15日制定、2023（令和5）年4月1日に施行されたこども基本法の全文です。



【出典】e-Gov 法令検索

こども基本法説明資料

こども基本法の概要や制定までの経緯、各条文制定の背景や考え方をまとめた説明資料です。



【出典】内閣官房こども家庭庁
設立準備室

【本資料引用・参考資料】p.4 掲載各資料

テキスト参考資料（非売品）

2023年4月1日発行

発行者：服部直人

発行所：株式会社萌文書林

〒113-0021 東京都文京区本駒込 6-15-11

TEL 03-3943-0576 FAX 03-3943-0567

<https://houbun.com/> E-mail: info@houbun.com